

**【ポ国内制限】新型コロナウイルス感染症に関する  
ポーランド国内制限措置の期限延長及び一部変更について（４月１６日）**

**<ポイント>**

- 14日（水）、ニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、18日（日）までとしている現在の新型コロナウイルス感染症に伴う国内制限措置の期限について、一部の制限を除き25日（日）まで延長する旨を発表しました。
- ホテルの営業禁止（特定の労働者や出張を除く）は、5月3日（月）まで期限が延長されます。また、19日（月）から保育園・幼稚園が再開し、ポーランドのスポーツ協会が主催する大会への子供と青少年の参加及び屋外スポーツ施設（最大25名）の利用が可能になります。
- 依然として、1日の新規感染者数が2万人程度を記録しています。十分にご注意いただき、感染予防措置を心がけて下さい。

- 1 14日（水）、ニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、18日（日）までとしている現在の新型コロナウイルス感染症に伴う国内制限措置の期限について、一部の制限を除き25日（日）まで延長する旨を発表しました。
- 2 ホテルの営業禁止（特定の労働者や出張を除く）は、5月3日（月）まで期限が延長されます。また、19日（月）から保育園・幼稚園が再開し、ポーランドのスポーツ協会が主催する大会への子供と青少年の参加及び屋外スポーツ施設（最大25名）の利用が可能になります。
- 3 制限内容は以下をご参照下さい。また、制限措置の違反者には罰則がありますので、十分にご注意ください。

**【国内制限内容：3／27～4／25】**

- (1) 全ての公共の場において、口と鼻をマスクで覆うことが義務化（フェイスガードやマフラー、スカーフは不可）。
- (2) 交通機関の乗客を、座席数の50%、又は定員数の30%までに制限。
- (3) ショッピング・モール（除く食料品店及び薬局）、敷地面積2,000平方メートル以上の大規模家具販売店・ホームセンターの閉鎖。
- (4) 商店店舗内への入店可能人数が、100平方メートルまでの店舗について10平方メートルに1人、100平方メートル以上の店舗について15平方メートルに1人までに制限され、入店時は、手袋の着用又は手の消毒が必要。
- (5) 市場の店舗及び郵便局内への入店・入局可能人数が、100平方メートルまでの店舗については15平方メートルに1人、100平方メートル以上の店舗について20平方メートルに1人までに制限され、入店・入局時には、手袋着用や手の消毒が必要。
- (6) 飲食店の営業停止（持ち帰り用、配達用のサービス提供は制限されない）。
- (7) ホテルの営業禁止（特定の労働者や出張を除く）。※5月3日まで延長
- (8) ディスコやナイトクラブの営業禁止。
- (9) 理髪店、美容室等の営業禁止。

- (10) 屋内外を問わず、見本市、会議などの開催禁止。
- (11) 屋内外を問わず、スポーツイベントは無観客での開催。
- (12) 映画館・劇場・オペラ座・フィルハーモニー等の文化施設は閉鎖。
- (13) ウォーターパーク及びジム・フィットネスクラブの営業停止。
- (14) 屋内のスポーツ施設の閉鎖。屋外のスポーツ施設は最大25名まで利用可能。
- (15) ポーランドのスポーツ協会主催の大会へ子供及び青少年の参加が可能。
- (16) 職業スポーツ選手のみスポーツ施設の利用は可能で試合等は無観客。
- (17) 遊園地やテーマパーク等のレクリエーション施設の閉鎖。
- (18) 教会における宗教行事への参加者を、20平方メートルあたり1人に制限。マスク等の着用及び1.5mのソーシャル・ディスタンスの確保が必要。
- (19) 冠婚葬祭やその他お祝い等のための集会は禁止。
- (20) 公共の場でのイベントや会議及び集会への参加者は、最大5人までに制限。
- (21) 小学校及び高等教育機関において、リモート授業の義務化。
- (22) 療養所・リハビリセンターの運営停止。ただし、現在進行中のものは除く。
- (23) 70歳以上は、職業活動、必要不可欠な場合、宗教的儀式への参加を除き、外出を控えるように要請。
- (24) 可能な限りのリモートワークの導入の要請。

※入国時の隔離措置については、次のURLをご参照ください。(リンク：

<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100177274.pdf>)

- 4 依然として、1日の新規感染者数が2万人程度を記録しています。十分にご注意いただき、マスク着用や手洗い(含む消毒)、うがい及びソーシャル・ディスタンスの確保など、感染予防措置を心がけて下さい。

(問い合わせ先)

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30、13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください(閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うこととなります)。

☆メール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

☆HP：[https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryouji.html](https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html)